

ま え が き

昨年12月に施行された新しい教育基本法は、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念を大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めております。この新しい教育基本法に基づいて、本年4月1日から、特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、高等学校を含め、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図ることとされました。

道教委においては、第3次北海道教育長期総合計画が本年度で終了することから、平成20年度以降のおおむね10年間を展望した本道の教育の理念や方向性を明確に示した、「北海道教育ビジョン」を昨年10月に策定し、この教育ビジョンを具体化するための新しい教育計画の策定を進めており、先ごろ原案を公表したところです。

本手引においては、こうした国や道の教育改革の方向性を踏まえ、「確かな学力」の育成とキャリア教育の推進を柱として、「平成17年度高等学校教育課程実施状況調査」で明らかになった課題や指導上の改善点、思考力・判断力・表現力等の育成を図る指導方法及びキャリア教育の視点を踏まえた学習指導等の実践例を示すとともに、高等学校における特別支援教育の指導事例等を取り上げたところであります。

この冊子が各学校における校内研修や様々な機会に十分活用され、それぞれの地域や学校の実態に応じた創意工夫ある教育課程の編成・実施がなされるよう期待しております。

本手引の作成に当たり、お忙しい中、御協力いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。

平成19年10月

北海道教育庁学校教育局高校教育課長

辻 敏 裕